

函館市墓園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第10号

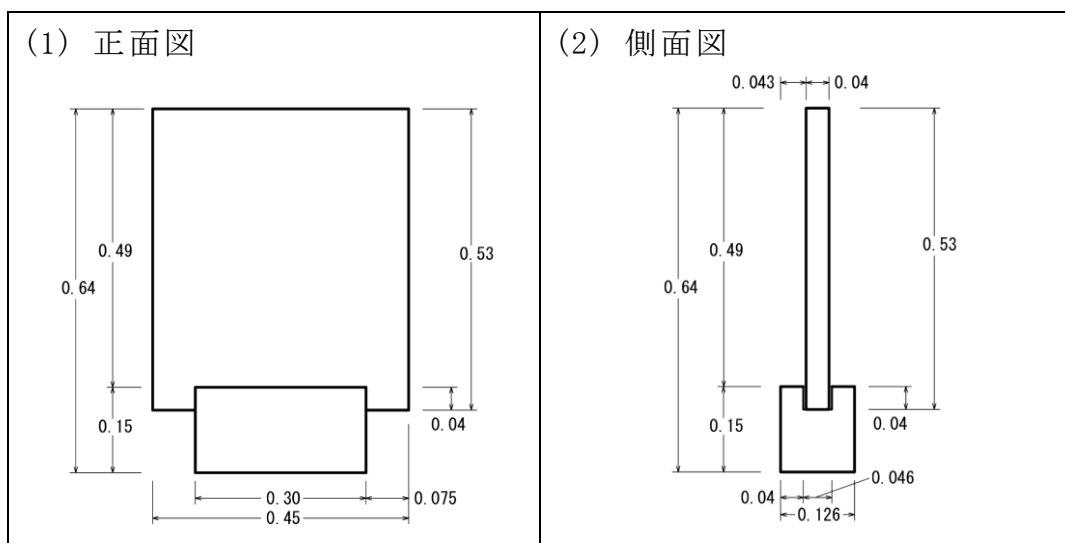
函館市墓園条例施行規則の一部を改正する規則

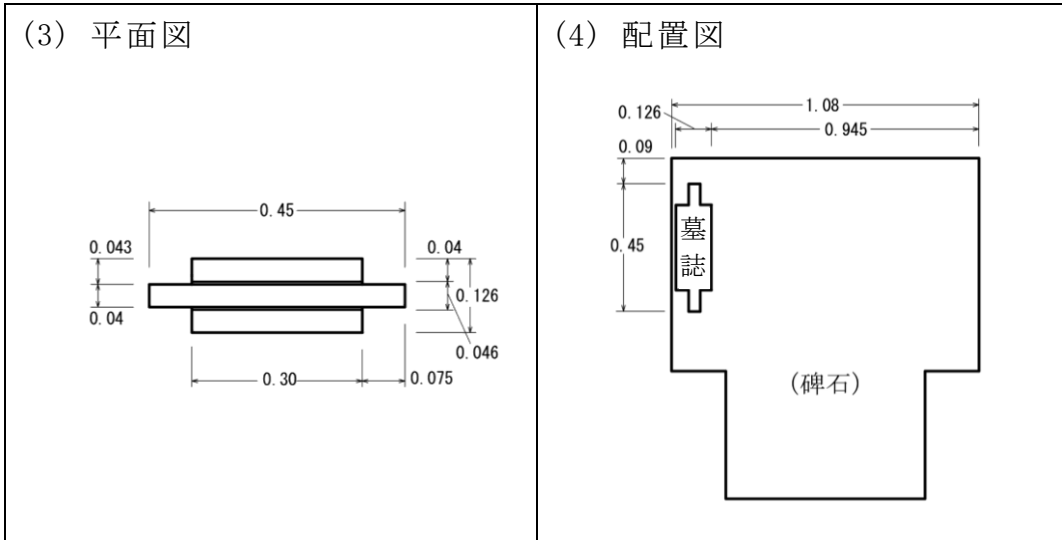
函館市墓園条例施行規則（昭和47年函館市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、碑石には、墓誌を付加することができる。この場合において、墓誌の形状および配置は、次のとおりとする。

（単位：メートル）





注 墓誌は，碑石の台座に固定しなければならない。

附 則

この規則は，令和6年4月1日から施行する。